多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年9月2日

市貝町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
	0			市貝町大字田野辺、刈生田、塩 田、杉山、大谷津、羽仏地区	無	R7年度 ~ R11年度	市貝町中山間地 域活性化協議会
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	